

業務規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～3条	(略)	(略)	
第4条	<p>(市場の種類)</p> <p>第1項(1)～(5)(略)</p> <p><u>(6)間接送電権取引</u></p> <p><u>現物電気と一体である間接送電権(第1号で定めるスポット取引における, あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価)を取引の対象物として, シングルプライスオークション方式で本取引所と取引会員等の間で売買を成立される取引開場は各営業日の午前8時から午後5時までとする。各商品の取引期間は別に定める。</u></p>	<p>(市場の種類)</p> <p>第1項(1)～(5)(略)</p> <p>(新設)</p>	(新設)
第5条	(略)	(略)	
第6条	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第1～6項(略)</p> <p><u>7. 間接送電権取引は, 締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式, かつ, 約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。</u></p>	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第1～6項(略)</p> <p>(新設)</p>	(新設)
第7条	<p>(売買取引の決済)</p> <p>第1項本取引所のスポット取引, 時間前取引, 先渡取引および間接送電権取引においては, 一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより, 本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては, 売買代金の決済は当事者間で行うものとする。</p> <p>第2～3項(略)</p>	<p>(売買取引の決済)</p> <p>第1項本取引所のスポット取引, 時間前取引, 先渡取引においては, 一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより, 本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては, 売買代金の決済は当事者間で行うものとする。</p> <p>第2～3項(略)</p>	(変更)

	<p>4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、スポット取引、時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする（先渡取引および間接送電権取引については、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする）。</p>	<p>4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、スポット取引ならびに時間前取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする（先渡取引については、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする）。</p>	(変更)
第8条	<p>(売買取引の手数料) 第1項(略)</p> <p>2. スポット取引、時間前取引、先渡取引、非化石価値取引および間接送電権取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員および特別取引会員に通知する。</p>	<p>(売買取引の手数料) 第1項(略)</p> <p>2. スポット取引、時間前取引、先渡取引、非化石価値取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員および特別取引会員に通知する。</p>	(変更)
第9条～18条	(略)	(略)	
別添一覧	<p>別添一覧</p> <p>別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程</p> <p>別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程</p> <p>別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>制定 平成28年2月18日</p> <p>改定 平成28年3月17日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>平成29年3月28日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p><u>平成31年4月●日</u></p>	<p>別添一覧</p> <p>別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程</p> <p>別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程</p> <p>別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>制定 平成28年2月18日</p> <p>改定 平成28年3月17日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>平成29年3月28日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p><u>(新設)</u></p>	(変更)

